



福岡県医発第3331号(地)

平成27年 3月13日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

平成27年度における日本脳炎の定期の予防接種の
積極的な接種勧奨の取扱いについて

日本脳炎の定期の予防接種について、平成27年1月15日開催の第6回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会の審議結果を踏まえ、下記のとおり取り扱うこととなった旨、厚生労働省健康局結核感染症課より福岡県保健医療介護部を通じて連絡がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご丁知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願い致します。

なお、本件につきましては、厚生労働省健康局長通知があり次第改めてお知らせいたします。

記

- 1 日本脳炎に係る第1期の初回接種及び第1期の追加接種(以下「1期接種」という。)を受けていない者への対応については、平成23年度から積極的な接種勧奨を行ってきたところ、平成26年度末をもって終了とすること。
- 2 平成27年度に18歳となる者(平成9年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者)については、日本脳炎に係る第2期の予防接種(以下「2期接種」という。)の接種勧奨が十分に行われていなかったことから、平成27年度中において、2期接種の積極的な接種勧奨を行うこと。
- 3 日本脳炎の積極的な接種勧奨の差し控えが行われていた期間に定期の予防接種の対象者であった者のうち、1期接種を受けていたものに対しては、市町村は、実施可能な範囲で、2期接種の積極的な勧奨を行っても差し支えないこと。

26保衛第3578号

平成27年3月9日

公益社団法人福岡県医師会長
公益社団法人福岡県病院協会长
一般社団法人福岡県私設病院協会长
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長
一般社団法人福岡県精神科病院協会长

殿

福岡県保健医療介護部長
(保健衛生課感染症係)

平成27年度における日本脳炎の定期の予防接種の積極的な
接種勧奨の取扱いについて

本県の保健医療介護行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り
厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、厚生労働省健康局結核感染症課から別添のとおり通
知がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴会会員に対し通知の内容について周知いただきますとともに、
円滑な定期予防接種の実施に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、本件につきましては厚生労働省健康局長通知があり次第改めてお知らせ
します。

おって、各福岡県予防接種センターへは、当課から別途通知していますので申
し添えます。

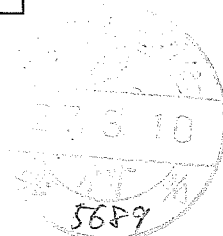
【お問い合わせ先】

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県保健医療介護部保健衛生課感染症係 岩見

TEL : 092-643-3268 FAX : 092-643-3282

MAIL : iwami-a6179@pref.fukuoka.lg.jp



事務連絡
平成27年3月5日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局結核感染症課

平成27年度における日本脳炎の定期の予防接種の
積極的な接種勧奨の取扱いについて

標記について、第6回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会（平成27年1月15日開催）の審議結果を踏まえ、下記のとおり、取り扱うこととしたので、貴職におかれては、貴管内市区町村及び接種医療機関に周知いただきますようお願いいたします。
なお、本件については、おって健康局長通知を発出することを申し添えます。

記

- 1 日本脳炎に係る第1期の初回接種及び第1期の追加接種（以下「1期接種」という。）を受けていない者への対応については、平成23年度から積極的な接種勧奨を行ってきたところ、平成26年度末をもって終了すること。
- 2 平成27年度に18歳となる者（平成9年4月2日から平成10年4月1日まで生まれた者）については、日本脳炎に係る第2期の予防接種（以下「2期接種」という。）の接種勧奨が十分に行われていなかったことから、平成27年度中において、2期接種の積極的な接種勧奨を行うこと。
- 3 日本脳炎の積極的な接種勧奨の差し控えが行われていた期間に定期の予防接種の対象者であった者のうち、1期接種を受けていたものに対しては、市町村長は、実施可能な範囲で、2期接種の積極的な勧奨を行っても差し支えないこと。

